特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税賦課に関する事務　　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、個人住民税・森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和8年9月30日

［令和７年５月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税賦課事務
②事務の内容	地方税法・条例等に基づき、市県民税額及び森林環境税額の賦課に関する業務を行う。 ①住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等を受領する。 ②受領した課税資料を確認し、紙の課税資料については業者に委託して電子データ化する。 ③課税資料の電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④個人を特定する。 ⑤市県民税額を計算し、森林環境税額と合わせて賦課する。 ⑥他自治体の資料を該当する自治体に回送する。 ⑦納税義務者、特別徴収義務者に税額を通知する。 ⑧賦課情報を番号連携システムに連携する。 ⑨所得課税証明書を交付する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	①納税義務者把握機能　：　課税対象となる納税義務者（給与支払報告書提出事業所含む。）の情報を把握する機能 ②課税資料登録機能　：　市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等（課税資料）をシステムに登録する機能 ③申告準備　：　宛名、賦課資料、給与支払報告書提出事務所、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各データセットアップ機能 ④申告受付　：　所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 ⑤国税連携　：　国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能 ⑥当初賦課機能　：　賦課を決定する機能 ⑦賦課更正機能　：　賦課更正する機能 ⑧課税整理・調査機能　：　課税内容及び扶養対象者を調査する機能 ⑨未申告者管理　：　未申告者の抽出・更新・印刷機能 ⑩資料作成機能　：　資料を作成する機能 ⑪証明書発行機能　：　証明書を窓口業務向けに発行する機能 ⑫公的年金特別徴収事務機能　：　年金保険者とのデータ交換等の必要なデータの作成・取込を行う機能 ⑬他システム連携機能　：　収納システム又は番号連携システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	国税庁にe-Tax及び書面で申告された確定申告データ等を総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて連携するシステムであり、次の機能を有する。 確定申告データ連携機能　：　国税庁から送信された確定申告データ等を検索、印刷、ダウンロード、地方公共団体間で回送する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）
②システムの機能	地方税ポータルシステムに提出された給与支払報告書公的年金等支払報告書等を総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて連携するシステムであり、次の機能を有する。 ①申告データ審査・照会機能 ： 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書をダウンロードする機能 ②申請・届出データ審査・照会機能 ： 特別徴収事務に関する異動届出書を受信し、管理する機能 ③特別徴収税額通知データ送信機能 ： 特別徴収税額通知データを送信する機能 ④公的年金特別徴収事務機能 ： 公的年金からの特別徴収事務に必要なデータを年金保険者との間で送受信する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[] 税務システム [] その他 （ ）

システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 ①統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報（住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 ②符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能 ③情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能 ④情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能 ⑤中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能 ⑥個人番号・統合宛名番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 ⑦データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能 ⑧データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能 ⑨操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー ）

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現します。 ①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 ③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④番号連携システム接続機能 中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能 電子証明書による接続デバイスの制御機能、情報提供NWS配信マスターによる情報の管理機能 ⑨操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表24の項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、172の2、172の3、173 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部　税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
7. 他の評価実施機関		
―		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者
	その必要性	個人住民税及び森林環境税の適正な賦課を行うため
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報、5情報　：　本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・連絡先　：　本人の連絡先を把握するために必要 ・その他住民票関係情報　：　住民税及び森林環境税の賦課に必要（賦課期日の判定など） ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報　：　住民税及び森林環境税賦課に必要 ・生活保護関係情報　：　非課税判定を行うために必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		総務部　税務課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（　納税課、市民課、生活福祉課、長寿課、国保年金課、福祉総務課等　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（　国税庁、年金保険者　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　他自治体　） [○] 民間事業者　（　給与支払報告書提出元、年金保険者　） [　] その他　（　）

②入手方法		［ ○ ］紙　［ ○ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　［ ○ ］フラッシュメモリ ［　　］電子メール　［ ○ ］専用線　［ ○ ］庁内連携システム ［ ○ ］情報提供ネットワークシステム ［ ○ ］その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）、国税連携システム・総合行政ネットワーク（LGWAN）、マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請 ）
③使用目的 ※		・納税義務者の所得・控除情報を正確に把握するため。 ・個人住民税及び森林環境税の賦課を行うため。 ・地方税関係事務に使用するため。
④使用の主体	使用部署	総務部　税務課
	使用者数	［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・賦課決定事務 入手した申告書等の情報から、個人市県民税及び森林環境税の賦課を行う。 ・通知事務 市民税・県民税・森林環境税税額決定通知書又は市民税・県民税・森林環境税納税通知書を作成・送付する。 ・調査事務 他市区町村へ扶養照会又は課税状況に関する照会を行う。 他市区町村からの扶養照会又は課税状況に関する照会の回答を行う。
	情報の突合	上記の事務において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付て使用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		［　委託する　］　＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　2　）件
委託事項1		課税資料のデータパンチ
①委託内容		紙で提出された課税資料の電子データ化を行う。
②委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ピコ・ナレッジ
再委託	④再委託の有無 ※	［　再委託する　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁による承認手続を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	紙で提出された課税資料の電子データ化
委託事項2～5		
委託事項2		個人住民税システムの保守及び運用
①委託内容		システムの保守及び運用管理を行う。
②委託先における取扱者数		［　10人以上50人未満　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社　東海支社（愛知）

再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	通常の委託と同様の措置の義務付け並びに再委託先名及び従事者名簿の提出により、書面により許諾する。
	⑥再委託事項	個人住民税及び森林環境税の適正な賦課を行うため
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　（　76　）件　[○] 移転を行っている　（　31　）件 [　] 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙2参照）
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務
③提供する情報		地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者
⑥提供方法		[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5		
提供先2		特別徴収義務者
①法令上の根拠		番号法第19条第1号
②提供先における用途		特別徴収に関する事務
③提供する情報		特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特別徴収対象者
⑥提供方法		[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [○] その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）　）
⑦時期・頻度		5月に税額を提供し、その後更正等を行った場合に提供する。
提供先3		年金保険者
①法令上の根拠		番号法第19条第1号

②提供先における用途	特別徴収に関する事務
③提供する情報	特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[　]紙 [○]その他　（ 地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）　）
⑦時期・頻度	7月に税額を提供し、その後更正等を行った場合に提供する。
提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税に関する事務に使用
③提供する情報	扶養是正情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者
⑥提供方法	[　]情報提供ネットワークシステム　　[　]専用線 [　]電子メール　　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　　[○]紙 [○]その他　（ 国税連携システム・総合行政ネットワーク（LGWAN）　）
⑦時期・頻度	随時
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人住民税及び森林環境税の課税等
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者

⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法別表に定める事務実施所管課（別紙3参照）
①法令上の根拠	番号法別表及び刈谷市番号利用条例
②移転先における用途	番号法別表に定める事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [○] その他　（ 端末による照会　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「刈谷市番号利用条例」という。）別表第1に定める事務実施所管課（別紙4参照）
①法令上の根拠	刈谷市番号利用条例別表第1
②移転先における用途	刈谷市番号利用条例別表第1に定める事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [○] その他　（ 端末による照会　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	

保管場所 ※	①ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている管理区域内に設置したサーバー内に保管している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、鍵付きの部屋で保管している。 ③サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ④バックアップはサーバー内のデータを庁外のデータセンターに設置されたバックアップ用サーバーへデータを複写することで実現する。バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。 両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、IDカード及び生体認証（指紋）を用いて厳重に管理している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

—

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人番号、2. 年度、3. 宛名コード、4. 宛名区分、5. 賦課期日区分、6. 性別、7. 生年月日、8. 世帯コード、9. 続柄コード、10. 生活保護該当区分、11. 本人専従区分、12. 事業所家屋敷区分、13. 被扶養区分、14. 障害者区分、15. 寡婦区分、16. 寡夫区分、17. 個人コメント1、18. 個人コメント2、19. 個人コメント3、20. 個人コメント4、21. 賦課氏名カナ、22. 賦課氏名漢字、23. 賦課住所区分、24. 賦課住所コード、25. 賦課住所番地、26. 賦課住所枝番、27. 賦課住所小枝番、28. 賦課住所、29. 賦課住所方書、30. 新規フラグ、31. 配偶者宛名コード、32. 徴収希望、33. 納通発送区分、34. 納通発送日、35. 市申発送区分、36. 未申告区分、37. 294条通知日、38. 通報年月日、39. 扶養照会区分、40. 扶養照会年月日、41. 申告書発送済区分、42. 国保加入区分、43. 世帯外被扶養区分、44. 主宛名コード、45. 主世帯コード、46. 被扶養専従者区分、47. 被扶養区分、48. 消除区分、49. 被扶養専従異動事由、50. 異動年月日、51. 更新年月日、52. 更新時分、53. 更新職員番号、54. 特別徴収義務者コード、55. 年金保険者用整理番号1、56. 年金保険者用整理番号2、57. 特徴税額通知－作成日、58. 特徴税額通知－対象者情報、59. 年金特徴予定額10月、60. 年金特徴予定額12月、61. 年金特徴予定額2月、62. 年金特徴予定額4月、63. 年金特徴予定額6月、64. 年金特徴予定額8月、65. 税額通知結果－受領日、66. 税額通知結果－処理結果、67. 徴収結果－10月受領日、68. 徴収結果－10月各種区分、69. 徴収結果－12月受領日、70. 徴収結果－12月各種区分、71. 徴収結果－2月受領日、72. 徴収結果－2月各種区分、73. 徴収結果－4月受領日、74. 徴収結果－4月各種区分、75. 徴収結果－6月受領日、76. 徴収結果－6月各種区分、77. 徴収結果－8月受領日、78. 徴収結果－8月各種区分、79. 停止通知－作成日、80. 停止通知－各種区分、81. 停止結果－受領日、82. 停止結果－処理結果、83. 特定誤りフラグ、84. 賦課連番、85. 徴収区分、86. 賦課レコード状態、87. 処理コード、88. 更正事由、89. 異動年月日、90. 済期、91. 開始期、92. 済月、93. 開始月、94. 優先資料区分、95. 優先資料番号、96. 給与合算区分、97. 受給者番号、98. 非課税区分、99. 控対配、100. 配特区分、101. 扶養同老人数、102. 扶養老人数、103. 扶養他人数、104. 扶養特定人数、105. 障害同特人数、106. 障害特人数、107. 障害他人数、108. 扶障配含区分、109. 本人特障、110. 本人他障、111. 夫あり、112. 未成年、113. 老年者、114. 寡婦一般、115. 寡婦特別、116. 寡夫、117. 勤労学生、118. 本人専従、119. 事業所家屋敷、120. 均等割区分、121. 本人希望徴収区分、122. 青色申告区分、123. 専従配偶者、124. 専従他人数、125. 生活保護取扱区分、126. 次年度市申発送、127. 特徴給報資料番号、128. 減免率1期、129. 減免率2期、130. 減免率3期、131. 減免率4期、132. 減免率随1、133. 減免率随2、134. 減免開始日、135. 変更納期限1期、136. 変更納期限2期、137. 変更納期限3期、138. 変更納期限4期、139. 変更納期限随1、140. 変更納期限随2、141. 確定延滞金計算区分、142. 決定日、143. オンライン決定フラグ、144. 通知書番号、145. 所得控除件数（賦課）、146. 所得控除区分（賦課）、147. 所得控除額（賦課）、148. 月割額、149. 月別特徴指定番号、150. 月別特徴個人番号、151. 期割額、152. 警告コード（賦課）、153. エラーコード（賦課）、154. 還付加算金起算日設定、155. 住宅特定取得以外、156. 居住年月日、157. 計算値老年者区分、158. 変更納期限随3、159. 変更納期限随4、160. 減免割合、161. 減免理由、162. 税移減税区分、163. 年金特徴計算、164. 年金特徴停止月、165. 本徴収停止依頼日、166. 扶養年少人数、167. 扶養成年人数、168. 資料区分、169. 資料番号、170. 乙欄区分、171. 中途就退区分、172. 中途就退年月日、173. 課税対象外区分、174. 電話番号、175. 所得控除件数（資料）、176. 所得控除区分（資料）、177. 所得控除額（資料）、178. 専従者生年月日、179. 専従者給与額、180. 専従者宛名コード、181. 専従者個人番号、182. 配偶者生年月日、183. 配偶者宛名コード、184. 配偶者個人番号、185. 扶養者生年月日、186. 扶養者宛名コード、187. 扶養者個人番号、188. 扶養者控除額、189. 警告コード（資料）、190. エラーコード（資料）、191. 摘要欄存在フラグ、192. 扶養年少人数、193. 年少扶養生年月日、194. 年少扶養宛名コード、195. 年少扶養個人番号、196. 扶養成年人数、197. 成年扶養生年月日、198. 成年扶養宛名コード、199. 給報摘要欄、200. 課税年度、201. 過年度連番、202. 過年度枝番、203. 調定年度、204. 過年度増分税額、205. 過年度納期限、206. 過年度通知日、207. 変更納期限、208. 賦課連番、209. メモ内容、210. 住登地住所コード、211. 住登地住所、212. メモ本年度のみ、213. 報告人数、214. 納入書発送区分、215. 納通等返送区分、216. 納通等返送日、217. 納特区分、218. 納特開始年月、219. 納特終了年月、220. 非課税人数、221. 普徴区分、222. 通知書出力区分、223. 個人番号配番区分、224. 官公庁区分、225. 総括表訂正有無、226. 給報受付日、227. 事業所異動事由、228. 特徴最終個人番号、229. 特徴月割額、230. 特徴月別人員、231. 月割充当額、232. 納税者ID、233. メモ内容、234. 従業員状態、235. 停止事由、236. 停止月、237. 仮徴収4月、238. 仮徴収6月、239. 仮徴収8月、240. 前年徴収10月、241. 前年徴収12月、242. 前年徴収2月、243. 依頼年月日、244. 当初確定フラグ、245. プリントフラグ

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 　納税義務者、国税庁、企業、日本年金機構等から予め定められた方法に基づき入手する課税対象者情報は、氏名等を確認し、対象者以外の情報を入手しないように努めている。対象者以外の情報が含まれていた場合には、返却又は本来の提出先への回送処理等を行っている。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 　課税対象者情報は、定められた仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外は入手しないように努めている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で入手が行われるリスク 　システムを利用する職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することで不適切な方法で特定個人情報の入手が行えない対策を実施している。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスク 　課税資料の内容と照合し、確認することで正確性の確保に努めている。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人住民税情報の基本情報を保持する各マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへの他業務からのアクセスは禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	
その他の措置の内容	スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり情報を表示しない様にしている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・窓口業務端末に、斜視防止フィルタ等を使用し、来庁者から見えないように設置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要となった際は速やかに廃棄する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	外部委託業者に発注する場合は、委託契約書に業務上知り得た秘密の公開の禁止を明記するとともに、目的外使用及び第三者への提供を禁止している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を原則禁止とし、やむを得ず再委託をする必要がある場合に限って、市の承諾を得て再委託ができることとしている。なお、許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	事故が発生したときは、直ちに報告させるようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　　] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内連携システムにおいては、番号法及び条例で認められた提供及び移転以外に提供及び移転を行わない。 ・特定個人情報の提供・移転については、番号法及び条例に基づき使用できることを周知する。	

その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

―

6．情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）

リスク1：　目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。

7．特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　　2）十分に行っている 3）十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	［　　発生なし　　］	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
　課税資料に基づき更正があれば、随時更新を行う。
・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
　個人住民税システムに記録された情報については、保存期間経過後に消去している。
・入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置
　申告情報等は鍵付きの部屋又はロッカーで保管している。
・特定個人情報のバックアップデータを保管するリスクへの措置
　バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、IDカード及び生体認証（指紋）を用いて厳重に管理している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
◆物理的対策
①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
◆技術的対策
①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
◆消去方法
①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・評価書の記載内容通りの運用ができているかについて、年1回点検を行う。 ・税務課職員に対して、情報セキュリティに関する教育を実施する。

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒448-8501　刈谷市東陽町１丁目１番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号　0566-62-1205
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒448-8501　刈谷市東陽町１丁目１番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号　0566-62-1205
②対応方法	―

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年9月30日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①住民・国税庁・企業・年金保険者から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書を受領する。	①住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等を受領する。	事前	事務の見直しを行ったため
平成27年12月28日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 （別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項		「85の2」の追加	事前	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布のため
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[　　]障害者福祉関係情報	[　○　]障害者福祉関係情報	事前	障害者情報の受け取りを開始したため
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報　：　住民税賦課に必要	・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報　：　住民税賦課に必要	事前	障害者情報の受け取りを開始したため
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元　※ その妥当性	[○] 評価実施機関内の他部署 （納税推進室、市民課、生活福祉課、長寿課、国保年金課）	[○] 評価実施機関内の他部署 （納税推進室、市民課、生活福祉課、長寿課、国保年金課、福祉総務課等）	事前	障害者情報の受け取りを開始したため
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		削除（提供先6、移転先1,10,12,21,26,29） 追加（移転先30,31,32,33,34）	事前	・事務の見直しを行ったため ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	移転を行っている （29）件	移転を行っている （28）件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成27年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別紙2参照） 別紙2		項番85の2列の追加	事前	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布のため
平成27年12月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現します。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能	情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と統合番号連携システムとのデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現します。 ④統合番号連携システム接続機能 中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能	事前	システム間連携の仕様を見直したため。
平成27年12月28日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他リスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと統合番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。	事前	システム間連携の仕様を見直したため。
平成28年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長　宮田　孝裕	税務課長　加藤　雄三	事前	事後で足りるものの任意に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月13日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 1　番号法第19条第7号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠		「38」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正のため)
平成29年1月13日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「22の2、24、26の3、43の3、43の4、44の2、49の2、59の2、59の3」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正のため)
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	アイチ情報システム株式会社	アトラス情報サービス株式会社	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名		毎年度の入札により変更の可能性あり(28年度:レスター工業株式会社)	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4、5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正のため）
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6、7、9、23、24、33 ⑥移転方法	庁内連携システム	庁内連携システム その他（端末による照会）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別紙2参照） 別紙2		項番38列の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正のため）
平成30年4月1日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （2）情報提供の根拠		削除（22の2） 追加（22の3、22の4、24の2、24の3、31の2、31の3）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長　加藤　雄三	税務課長　寺田　浩司	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	毎年度の入札により変更の可能性あり（28年度：レスター工業株式会社）	毎年度の入札により変更の可能性あり（29年度：アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社　名古屋支店）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社　名古屋支店	毎年度の入札により変更の可能性あり（29年度：アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社　名古屋支店）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先	2,28（子育て支援課、子ども課） 3,13,15,16,17,22（子育て支援課） 4（健康課） 20,32（生活福祉課） 30（福祉総務課） 31（建築課）	2（福祉総務課、子ども課） 28（子育て推進課、子ども課） 3,13,15,16,17,22（子育て推進課） 4（健康推進課） 20,32（国保年金課） 30（削除） 31（削除）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	移転を行っている　（28）件	移転を行っている　（26）件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4 ⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム [○] フラッシュメモリ	[○] 庁内連携システム [　　] フラッシュメモリ	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月10日	Ⅰ　関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1　番号法第19条第7号及び別表第2 （2）別表第2における情報提供の根拠		「20」「53」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正のため）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月10日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「14」と「27」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正のため)
平成31年4月10日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長　寺田　浩司	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	Ⅳ　リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項		削除 委託事項2.3	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	2件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 8. 監査 実施の有無	[○] 自己点検	[○] 自己点検 [○] 内部点検	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月8日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「59の2の2の」追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供の有無	61件	64件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	納税義務者、被扶養者、その他課税調査対象者	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先28 ②移転先における用途 別紙2 番号法第19条第7号別表第二に定める事務 項番116 情報照会者	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅰ 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「50、59の2」の削除 「59の2の3」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 1 番号法第19条第8号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 「30、121」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠	31の2 44の2	31の2の2 44の5 「39の2、59の4」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4、5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先	64件	66件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先	26件	27件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転		移転先35の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	別紙2　表題	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	別紙2		「30項、121項」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	富士通株式会社　東海支社	富士通Japan株式会社　東海支社	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	27件	39件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	移転先追加		移転先36～39の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	表紙 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称②事務の内容 3．特定個人情報ファイル名 Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1．特定個人情報ファイル名 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲 ④記録される情報 3．特定個人情報の入手・使用 ③使用目的⑤使用方法 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項4⑥再委託事項 5．特定個人情報の提供・移転 提供先5②提供先における用途 Ⅲ　リスク対策 1．特定個人情報ファイル名		「森林環境税」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 システム4 ①システムの名称	統合番号連携システム	番号連携システム	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	刈谷市個人住民税システム、中間サーバーと連携し、個人番号の管理、特定個人情報の照会及び提供等の業務を行うシステムです。刈谷市個人住民税システムが取得、管理した特定個人情報ファイルから、個人番号の管理、特定個人情報の照会及び提供等の業務で使用する内容に限定して連携することで、必要最小限の情報を保存しています。 　このため、個人住民税・森林環境税賦課に関する事務では、市民から直接特定個人情報を入手して統合番号連携システムに記録することはありません。 ①統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 　※統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいいます。 ②～⑤　略 ⑥個人番号・統合番号変換機能 　個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 ⑦～⑧　略 ⑨操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 　統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 ①統合宛名番号管理機能 　統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 　※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 ②～⑤　略 ⑥個人番号・統合宛名番号変換機能 　個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能 ⑦～⑧　略 ⑨操作者認証（ユーザー認証）・権限管理機能 　番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②～③　略 ④統合番号連携システム接続機能 　中間サーバーと統合番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能	①符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 ②～③　略 ④番号連携システム接続機能 　中間サーバーと番号連携システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する機能	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の16項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表24の項	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 27の項 （2）別表第2における情報提供の根拠　1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、 39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、117、120、121の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 20条 （2）情報提供の根拠　1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、 24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、 38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、 55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、 115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、 172及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	別紙1　システムの構成	統合番号連携システム	番号連携システム	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている　（　　66）件 移転を行っている　（　　39）件	提供を行っている　（　　76）件 移転を行っている　（　　31）件	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～9、11、13～20、22～25、27、28、35 ①法令上の根拠	番号法別表第1の〇項	番号法別表〇の項 （該当の項目に修正）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先4、7		移転先4:「子育て支援課」の追加 移転先7:「納税課」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先6、7、22		移転先における用途の修正	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	Ⅲ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法別表第2	主務省令第2条	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	Ⅲ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他リスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと統合番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②～④　略	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと番号連携システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより安全性を確保している。 ②～④　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	別紙2　表題	番号法第19条第7号別表第2に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	別紙2		情報提供者、特定個人情報の列を削除 項番、事務の列を該当の内容に修正	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 ①統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 ②～⑨　略	既存システム及び中間サーバーと連携し、個人番号の管理並びに特定個人情報の照会及び提供等の業務を行う。 ①統合宛名番号管理機能 統合宛名番号・個人番号・宛名番号・5情報（住所、氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日）を紐付けて管理する機能 ※統合宛名番号とは、刈谷市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号をいう。 ②～⑨　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①～⑦　略 ⑧セキュリティ管理機能 中間サーバーのシステム方式等の記載に沿って、対応予定 ⑨、⑩　略	①～⑦　略 ⑧セキュリティ管理機能 電子証明書による接続デバイスの制御機能、情報提供NWS配信マスターによる情報の管理機能 ⑨、⑩　略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅰ　基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表24の項	番号法別表24の項	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他妥当性	・個人番号、その他識別情報、4情報 以下、略	・個人番号、その他識別情報、5情報 以下、略	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	事務の見直しを行ったため
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁による承認手続を経た後に承認することとする。	事後	事務の見直しを行ったため
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項1 ⑥再委託事項		紙で提出された課税資料の電子データ化	事後	事務の見直しを行ったため
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項2 ③委託先名		委託事項4に記載していた内容を委託事項2に繰り上げて記載	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社　東海支社	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2～9、11、13～20、22～25、27、28、32～39		各移転先について詳細を別紙3・4に記載	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	Ⅲ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他リスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①～③　略 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・ソフトウエアにおける措置＞ 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①～③　略 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年1月15日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	事前	個人住民税申告の電子化が開始されることに伴う修正
令和8年1月15日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	個人住民税申告の電子化が開始されることに伴う修正
令和8年1月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[　○　]その他 （地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）、国税連携システム・総合行政ネットワーク（LGWAN））	[　○　]その他 （地方税ポータルシステム（eLTAXシステム）、国税連携システム・総合行政ネットワーク（LGWAN）、マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能））	事前	個人住民税申告の電子化が開始されることに伴う修正
令和8年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	アトラス情報サービス株式会社	株式会社ピコ・ナレッジ	事前	入札により委託先変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委任 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	富士通Japan株式会社　東海支社（愛知）	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	別紙2	―	55の2項、112項、172の2項、173の2項の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	別紙4	―	「生活福祉課　刈谷市番号利用条例別表第1の4の項」の削除 「国保年金課　刈谷市番号利用条例別表第1の4の項」「国保年金課　刈谷市番号利用条例別表第1の5の項」「国保年金課　刈谷市番号利用条例別表第1の6の項」の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和8年9月30日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	―	【情報提供の根拠】 55の2、112、172の2、172の3の追加	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和10年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	①ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている管理区域内に設置したサーバー内に保管している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、鍵付きの部屋で保管している。 ③サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ④バックアップはサーバー内のデータを庁外のデータセンターに設置されたバックアップ用サーバーへデータを複写することで実現する。バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。 両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。 データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、IDカード及び生体認証（指紋）を用いて厳重に管理している。	①ICカード及びパスワードにて入退室管理を行っている管理区域内に設置したサーバー内に保管している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、鍵付きの部屋で保管している。 ③サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ④バックアップはサーバー内のデータを庁外のデータセンターに設置されたバックアップ用サーバーへデータを複写することで実現する。バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。 両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。 データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、IDカード及び生体認証（指紋）を用いて厳重に管理している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	税システム標準化移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和10年1月4日	Ⅲ リスク対策特 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 　課税資料に基づき更正があれば、随時更新を行う。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 　個人住民税システムに記録された情報については、保存期間経過後に消去している。 ・入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 　申告情報等は鍵付きの部屋又はロッカーで保管している。 ・特定個人情報のバックアップデータを保管するリスクへの措置 　バックアップサーバーは施錠したサーバーラックに設置している。両拠点間の通信は第三者による不正アクセス等を排除するため、専用回線を使用する。データセンターへの入館に際しては、事前に申請を行い、入館用IDを取得した上で入館する。データセンターへの入退館については、IDカード及び生体認証（指紋）を用いて厳重に管理している。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 略 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 略 ・入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置 略 ・特定個人情報のバックアップデータを保管するリスクへの措置 略 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ◆物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ◆消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破	事前	税システム標準化移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和10年1月4日	Ⅲ リスク対策特 10. その他のリスク対策	―	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	税システム標準化移行に伴う修正